

賃金規程

2025年1月15日改定

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

(目的)

第1条 この規程は、事務局正スタッフ就業規則第46条および事務局契約スタッフ就業規則第51条に基づき、事務局正スタッフおよび事務局契約スタッフ（以下「スタッフ」という）の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

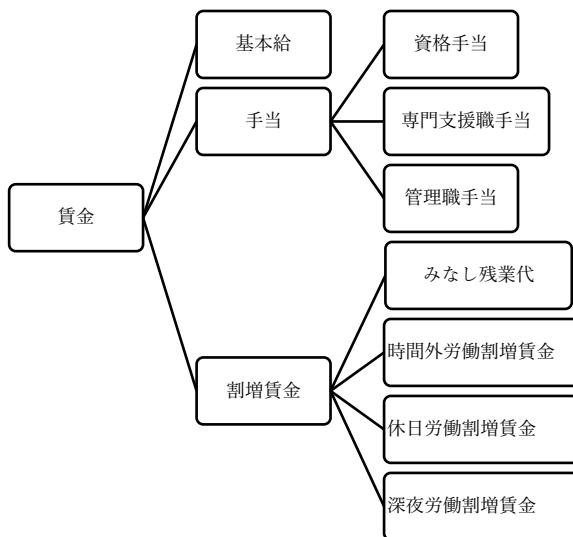
第2条 この規程は、正スタッフ・契約スタッフに適用する。パートタイマー、その他特殊雇用形態者には適用しない。

(賃金の原則)

第3条 賃金とは、スタッフの労働の代償として支払われるものをいう。したがって、スタッフが労働しないときは別段の定めによる場合のほか、賃金を支払わない。

(賃金の構成)

第4条 賃金の構成は次のとおりとする。



(基本給)

第5条 基本給は、スタッフの技術、技能、経験等を総合考慮のうえ、B4Sが決定する。

(資格手当)

第6条 資格手当は次の資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・臨床心理士・キャリアコンサルタント
複数資格を所持している場合においても、月額5,000円を支給する。

(専門支援職手当)

第7条 専門支援職手当はスタッフの技術、技能、経験等を総合考慮のうえ、10,000～50,000円の中でB4Sが決定する。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は各チームのチーム長・副チーム長に支給する。支給額はスタッフの技術、技能、経験等を総合考慮のうえ、10,000～50,000円の中でB4Sが決定する。

(割増賃金)

第9条 時間外労働に対する割増賃金は次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。ただし、チーム長以上の職務にある者については次の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

(1) 時間外労働60時間以下 割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給+諸手当+みなし残業代}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{法定時間外労働時間数}$$

(2) 時間外労働60時間以上 割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給+諸手当+みなし残業代}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{法定時間外労働時間数}$$

(3) 休日労働割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給+諸手当+みなし残業代}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

(4) 深夜労働割増賃金（22時から5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給+諸手当+みなし残業代}}{\text{1か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(みなし残業代)

第10条 みなし残業代は第9条に定める所定時間外労働に対する割増率を含む賃金として支払う。

- 2 みなし残業代は、法定時間外労働のみなし残業分として支給する。
- 3 みなし残業代の金額およびそれに含まれる時間外手当に対する時間外労働時間は、各人ごとに定めるものとし、雇用契約書に明示する。
- 4 みなし残業代は、実就労時間に基づく法定内時間外労働及び法定時間外労働残業代がみなし残業代に満たない場合であっても支給する。
- 5 B4Sは、スタッフが第3項に定める時間を超過して時間外労働をした場合には、その不足分（差額）を支給する。
- 6 B4Sは、賃金の支払時に賃金明細書をスタッフ各人ごとに明示することとし、各人ごとの時間外労働の時間数と時間外手当の額を明示する。

(賃金の支払方法)

第11条 賃金は、原則としてその全額をスタッフが希望する金融機関等の口座（本人名義口座に限る）への振込みにより支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職時のほかB4Sがとくに必要と認める場合には、本人指定金融機関等の口座への振込によらず、直接手渡しにより支払う。

(賃金の控除)

第12条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
 - (3) 健康保険、介護保険、雇用保険及び厚生年金の保険料の被保険者負担分
 - (4) 従業員代表との労使協定により賃金から控除することとしたもの
- 2 休職期間中など、支払われる賃金の総額が控除すべき金銭の金額を下回る場合、スタッフはその差額について控除すべき月の末日までに、B4Sに支払うこと。
 - 3 前項の支払いについて、原則としてB4Sが指定する銀行口座に振り込むものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第13条 スタッフの賃金は、月給制とし、毎月1日から末日までの分について、毎月末日を締切日とし、当月25日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

(計算期間の途中に入退職等)

第14条 スタッフが賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により勤務時間数に応じた計算して支払う。

$$\frac{\text{基本給+諸手当}}{1\text{か月平均所定労働時間数}} \times \text{勤務時間+みなし残業代}$$

(休暇休業等の賃金)

第15条 年次有給休暇中は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。
 - (1) 産前産後休業
 - (2) 育児・介護休業
 - (3) 育児時間
 - (4) 生理日の措置の日または時間
 - (5) 母性健康管理のための休暇等の時間
 - (6) 公民権行使の時間
 - (7) 事務局正スタッフ就業規則第12条・事務局契約スタッフ就業規則第17条に定める休職期間
 - (8) 子の看護休暇期間及び介護休暇期間
- 3 B4Sの責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

(欠勤等の扱い)

第16条 月の所定労働時間数を満たさない場合は、当該時間分の賃金を控除する。

- 2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間当たりの金額の計算は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{基本給+諸手当}}{1\text{か月平均所定労働時間数}} \times \text{労働不足分時間数}$$

(昇給)

第17条 基本給及び諸手当等の賃金の昇給は、原則毎年7月1日をもって行うものとする。

- 2 前項のほか、特別に必要があるときは、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。
- 3 昇給額は、B4Sの資金及びスタッフの勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

(賞与)

第18条 賞与は正スタッフのみに支給する。

2 B4Sは、業績を勘案して、原則として年1回、12月に賞与を支給する。ただし、法人業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には、支給しないことがある。

3 賞与の額は、本人の能力、勤務成績、勤務態度、出勤状況を評価した結果と法人業績、今後の期待を考慮して各人ごとその都度決定する。

4 賞与は、支給日当日に法人に在籍し、かつ算定対象期間に勤務していた者について支払うこととする。

5 算定対象期間は前年の11月1日から当年10月31日までとし、12月15日に支給する。ただし、賞与支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

(附則)

この規程は、2015年4月1日より施行する。

この規程は、2018年3月1日より改定、施行する。

この規程は、2024年6月13日より改定、施行する。

この規程は、2025年1月15日より改定、施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	事業年度	R6年4月1日～R7年3月31日
-----	----------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	95,000 円
その他受取会費	781,000 円
受取寄附金	128,678,246 円
助成金	13,438,846 円
補助金	1,212,000 円
自立支援事業収益	199,679,796 円
広報啓発事業収益	7,745,344 円
人材育成事業収益	5,257,630 円
受取利息	59,237 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	356,947,099 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
[REDACTED]	350,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	350,000 円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		45,393,000 円	横浜市事業収入
		31,218,000 円	東京都事業収入
		30,628,585 円	北海道事業収入
		27,227,000 円	熊本県事業収入
		22,187,100 円	世田谷区事業収入

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		26,128,726 円	社会保険料
		5,637,830 円	地代家賃
		3,672,664 円	業務委託費
		3,322,880 円	地代家賃
		2,827,293 円	業務委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給
与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間 R6年4月1日～R7年3月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
93人	175,427,283円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていてこと、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
1	区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤	
	④	令和6年4月1日～令和7年3月31日	8人	0人	0%	0人	0%
	⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	⑨	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%	

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

□

各社員の表決権が平等である	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した

事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ						

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

- ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動 ブリッジフォースマイル	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	8人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
林 恵子		理事		○					平成17年6月8日就任
菅原 垣弥		理事		○					平成24年6月10日就任
武田 智成		理事		○					平成29年6月11日就任
鈴木 匠		理事		○					令和元年6月9日就任
川尻 未来		理事		○					令和3年6月13日就任
綾瀬 順史		理事		○					令和3年6月13日就任
藤田 正男		監事		○					平成27年12月6日就任
石本 忠次		監事		○					令和元年6月9日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	表計算ソフト（EXCEL）使用 データ保管	都度	7年
預金出納帳	表計算ソフト（EXCEL）使用 データ保管	都度	7年
棚卸資産台帳	会計ソフト（会計王）使用	週1回	7年
固定資産台帳	会計ソフト（会計王）使用	年1回	7年
給与台帳	給与ソフト（給料王）使用 データ保管	月1回	7年
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	週1回	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル							チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
□ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
イ								
	項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
□								
	項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対する対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同意
		する しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル
-----	----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ